

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置と総合的かつ一体的推進に関する事項

### 〔1〕掛川市の推進体制の整備等

#### (1) 掛川市における内部の推進体制

掛川市中心市街地活性化基本計画の策定及び進行管理を行うとともに、中心市街地活性化施策の重要案件について、まちづくり業務に係る担当部課の連携により総合的な協議・調整を行い、中心市街地活性化基本計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に、庁内連携組織として平成18年に「新まちづくり計画プロジェクト会議」を設置した。

また、商業者、事業者、市民、関係団体、行政が協働して活性化事業に取り組むため平成19年1月に「掛川市中心市街地活性化協議会」を設置した。

##### ①中心市街地活性化推進に係る担当の設置

本市では中心市街地の活性化を図るため、経済建設部都市整備課を中心に関係各課において政策事業を実施してきた。

##### ■街なか再生係の要員

所 属	要員数・役割
経済建設部都市整備課	3名

##### ②庁内の政策決定

中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るため庁内に「新まちづくり計画プロジェクト会議」を組織し基本計画の検討及び連絡調整を行った。

また、計画策定後は中心市街地活性化協議会に点検結果報告するため、中間時に報告会を開催し協議改善を図っていく。このようなP（計画）・D（実行）・C（点検）・A（改善）サイクルの進行管理を行い継続的な改善を図るものとする。

##### ■新まちづくり計画プロジェクト会議

年月日	会議名・議題等
平成18年6月14日	会議名：第1回新まちづくり計画プロジェクト会議 議題：中心市街地活性化法改正の概要と今後の取り組みについて
平成18年7月14日	会議名：第2回新まちづくり計画プロジェクト会議 議題：基本計画区域の設定と関連事業抽出
平成18年9月11日	会議名：新まちづくり計画プロジェクト会議作業部会 議題：上位計画との整合、関連事業の抽出
平成19年1月12日	会議名：第3回新まちづくり計画プロジェクト会議 議題：基本計画書の内容検討
平成19年6月11日	会議名：第1回新まちづくり計画プロジェクト会議 議題：再開発事業（関連事業）における公共床利用計画

■新まちづくり計画プロジェクト会議

年月日	会議名・議題等
平成19年7月6日	会議名：第1回新まちづくり計画プロジェクト作業部会 議題：再開発事業における公共床利用計画
平成19年7月17日	会議名：第2回新まちづくり計画プロジェクト作業部会 議題：再開発事業における公共床利用計画
平成19年8月22日	会議名：第2回新まちづくり計画プロジェクト会議 議題：再開発事業における公共床利用計画の検討

■掛川市「新まちづくり計画プロジェクト会議」委員会名簿

区分	所属・役職
委員長	市長
副委員長	副市長
委員	理事兼企画総務部長
	交通防災課長
	企画調整課長
	地域振興課長
	I T政策課長
	福祉課長
	商工労働観光課長
	建築住宅課長
	幼児教育課長
	生涯教育課長
事務局	経済建設部長
	経済建設部次長兼都市整備課長
	区画整理室長
	街なか再生係長
	経済建設部調整室長

## (2) 掛川市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

### ■掛川市議会における検討経過

年 月 日	審議・討議の内容
平成 19 年 5 月 18 日 (経済建設常任委員会)	<p>議題：中心市街地活性化基本計画策定について</p> <p>質問：策定の意義</p> <p>答弁要旨：中心市街地の衰退は、市全体の消長に直接関わってくることである。よって、市としても、中心市街地活性化は非常に重要な問題であると考えている。今回の街づくり三法の改正により、基本計画を策定し期間と目標を数値化しP D C Aサイクルで計画的に進めることに意義がある。</p>
平成 19 年 5 月 22 日 (全員協議会)	<p>議題：中心市街地活性化基本計画策定について</p> <p>質問：目標値や事業の選定について</p> <p>答弁要旨：中心市街地の現状を把握するため、概ね 10 年前から現在までの様々なデータの収集分析を行った。それにより、中心市街地活性化に必要な要因を割り出し、目標値を設定することとしている。また事業については、目標値達成のための手段として、今後 5 年をめぐりに事業化できるものを掲載していく。</p>
平成 19 年 6 月 12 日 (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)	<p>議題：掛川駅前東街区再開発事業について</p> <p>質問：中心市街地の活性化と再開発事業の関連について</p> <p>答弁要旨：中心市街地の現状（人口、商業統計等）から中心市街地の衰退がわかる。再開発事業は、居住人口の増加、商業の活性化、公共施設の設置等を目的としており中心市街地活性化に寄与するものと考えている。</p>
平成 19 年 7 月 9 日 (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)	<p>議題：掛川駅前東街区再開発事業について</p> <p>質問：再開発事業の実現性についてどう考えるか 地権者からの意見聴取</p> <p>答弁要旨：地権者、民間事業者、行政が一体となって取り組むことにより、よりよいものができると考えている。民間の持つ資金力、ノウハウを最大限に生かすことが有効である。平成 22 年 3 月開港予定の富士山静岡空港から一番近い新幹線駅であり、この土地の潜在的なポテンシャルは高いと考えている。再開発事業は中心市街地の核となる施設であり、活性化に寄与すると考えられる。</p>

■掛川市議会における検討経過

年 月 日	審議・討議の内容
<p>平成 19 年 8 月 1 日                      (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)</p>	<p>議題：中心市街地の公共施設について                      質問：中心市街地へどのような公共施設を設置することが望ましいと考えるか。                      答弁要旨：中心市街地へ市民が訪れるために、要望のあるものをと考えている。市民アンケートでは、市民活動支援関連、男女共同参画関連、IT 情報関連施設、福祉関連等となっている。現在、再開発事業内の公共施設については、市民活動支援センター、IT 情報関連施設、身障者作業所（喫茶店）を考えている。市民の希望があるので、再開発ビルに収まらないものについては、空き店舗等を有効に活用していくことも視野に入れている。</p>
<p>平成 19 年 9 月 5 日                      (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)</p>	<p>議題：中心市街地活性化基本計画の概要について                      質問：基本計画の運用について                      答弁要旨：中心市街地活性化協議会を設置し、計画の進捗等についてチェックをし、PDCA サイクルによって運用していく予定である。また、数値目標についても、調査し更に中間報告を行うようになっている。これにより、計画を実効性のあるものとする。</p>
<p>平成 19 年 10 月 22 日                      (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)</p>	<p>議題：準工業地域における大規模集客施設の立地制限について                      質問：制限をすることによって問題点は発生しないか                      答弁要旨：今回規制を受ける準工業、7 地域で 10,000 m<sup>2</sup>以上取れる地域は実際にはない。今回の規制による反対意見はなく、むしろ、郊外への出店を規制することで、中心市街地活性化へ寄与すると考えられる。</p>
<p>平成 19 年 11 月 6 日                      (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)</p>	<p>議題：再開発事業について提言                      要旨：中心市街地の衰退は著しく、市としても取り組まなければならない大きな問題である。再開発事業は、中心市街地の衰退をとめる一つの方法として、また今後の事業の起爆剤として必要と考える。</p>

■掛川市議会における検討経過

年 月 日	審議・討議の内容
平成 19 年 12 月 12 日 (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)	議題：再開発事業内の公共施設について 質問：再開発事業内の公共施設のあり方について 答弁要旨：施設の用途を限定せず、他用途で使用できるものが望ましいと考える。広いスペースを確保し、使用目的に合わせて区切ることができるようなものがよいのではないかと考える。 中心市街地を活性化するためには、市民が使いやすいことが前提であり、中心市街地活性化に寄与すると考える。
平成 20 年 2 月 15 日 (総合計画・駅前再開発問題等特別委員会)	議題：再開発事業内の公共施設のあり方について 意見：市民が喜ぶ公共施設であり、なおかつ再開発ビルに人が集まるということを前提に考えること。会議室として一定の場所を確保しながらオープンにできる、会議もできることを検討する必要がある。 答弁要旨：多くの方が利用でき、又中心市街地の活性化に寄与できるような用途を検討していく。

〔2〕掛川市中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 組織の概要

掛川商工会議所とかけがわ街づくり㈱が共同設立者となり、平成 19 年 1 月 15 日、掛川市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という。）を設立した。

協議会は、法に基づく掛川市中心市街地活性化基本計画の実施にあたって必要な事項について協議し、様々な主体が参画するまちづくりの運営を横断的、総合的に調整する組織である。協議会の構成員は、商工会議所、まちづくり会社、行政、事業者、地権者、住民、NPO、ボランティア団体等、協議会の目的に賛同する関係者の参加によって活動を行うこととしている。

(2) 今後の検討事項

中心市街地活性化基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な意見を提出する。また、民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関しての協議を行う。加えて、中心市街地活性化のための勉強会、研修会を行う。その他、中心市街地活性化に係る活動の企画及び実施を行う。

(3) 法第 15 条第 3 項の規定の適合

インターネットにより、協議会を組織したときに、内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところによりその旨及び内閣府令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表している。

(4) 法第 15 条第 4 項、第 5 項の規定の適合

協議会の構成員でない者からの申し出はない。

(5) 構成員、所掌事項（役割）、開催経過に関する資料

① 中心市街地活性化協議会構成員名簿

■ 掛川市中心市街地活性化協議会構成員名簿

団体名	根拠法令	役職等
掛川商工会議所	15 条第 1 項（商工会議所）	副会頭
かけがわ街づくり株式会社	15 条第 1 項 （市街地系まちづくり会社）	代表取締役
掛川市	15 条第 4 項（掛川市）	経済建設部長
掛川駅前東街区市街地再開発準備組合	15 条第 4 項 （基本計画実施に密接な関係者）	副理事長
掛川商店連盟	15 条第 4 項 （商業活性化事業を行う者）	副会長
連雀商店街振興組合		理事長
中町商店街振興組合		理事長
掛川おかみさん会		代表
掛川タクシー(株)	15 条第 4 項（公共交通機関の利便増進事業者）	取締役社長
中部電力(株)掛川営業者	15 条第 4 項 （居住環境向上事業者）	所長
掛川茶商協同組合	15 条第 8 項 （地域経済）	代表理事
掛川信用金庫		常務理事
掛川市消費者協会		会長
(社) 静岡県建築士会小笠支部		支部長
掛川建設業協同組合	15 条第 8 項（開発・整備）	理事長
掛川市社会福祉協議会	15 条第 8 項（医療・福祉）	会長
(社) 掛川シルバー人材センター		理事長
掛川市区長会連合会	15 条第 8 項 （環境・コミュニティ）	会長
NPO 法人スローライフ掛川		代表理事
オブザーバー		
掛川警察署	15 条第 8 項（治安・防災）	
静岡県産業部商業まちづくり室	15 条第 8 項（関係行政機関）	

## ②協議会の目的

掛川市中心市街地活性化基本計画の実効性を高め、中心市街地の活性化を図り、市勢の発展に寄与する。

## ③協議会の役割

- ・まちづくりに関するアイデアや事業提案の受け皿
- ・事業提案等の具体化への検討、事業推進サポート
- ・関係者の横の連携と情報共有の場の形成

## ④開催状況

### ■開催状況

回数	年月日	議題	議事内容	議決状況
第1回	平成19年1月15日	協議会設立	・三法改正説明 ・協議会の役割、規約	承認
第2回	平成19年2月22日	先進地視察	・豊田市活性化協議会	
第3回	平成19年3月19日	街づくりフォーラム	・専門家による三法改正と街づくり事例説明	
第4回	平成19年3月20日	研修会	・中小機構による街づくり事例研修	
第5回	平成19年3月29日	関係機関との情報交換会	・経産局、中企庁、中小機構との意見交換	
第6回	平成19年5月8日	平成19年度総会	・事業計画予算審議 ・基本計画審議	承認
第7回	平成19年6月19日	基本計画の報告	・掛川市による基本計画報告会	
第8回	平成19年8月27日	基本計画の報告	・基本計画概要について	
第9回	平成19年11月9日	全体会	・基本計画(案)の意見書の提出	
第10回	平成20年3月6日	全体会 街づくりフォーラム	・中心市街地活性化基本計画策定中間報告 ・まちづくりとは	

回数	年月日	議題	議事内容	議決状況
第 11 回	平成 22 年 2 月 10 日	全体会	・基本計画変更について	
第 12 回	平成 22 年 8 月 26 日	全体会 県政タウンミーティング	・進捗状況報告 ・意見交換会	
第 13 回	平成 23 年 3 月 1 日	全体会	・基本計画変更について ・進捗状況報告	
第 14 回	平成 23 年 9 月 30 日	全体会	・基本計画変更について	
第 15 回	平成 24 年 3 月 7 日	全体会	・進捗状況報告 ・フォローアップについて	
第 16 回	平成 24 年 11 月 8 日	全体会	・進捗状況報告	
第 17 回	平成 25 年 4 月 18 日	全体会	・進捗状況報告 ・フォローアップについて	
第 18 回	平成 25 年 9 月 11 日	全体会	・2 期中活計画について	
第 19 回	平成 26 年 1 月 22 日	全体会	・1 期中活計画の変更、延長について ・2 期	



## (6) 中心市街地活性化協議会による意見書

平成 19 年 11 月 27 日付で、中心市街地活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき「掛川市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書が以下の内容で提出されました。

(意見)

掛川市中心市街地活性化基本計画(案) (以下「基本計画」) は、今後 5 年間の掛川市の中心市街地活性化に向けた基本計画として概ね妥当なものと考えます。ただし、意見とりまとめの過程において出された、基本計画への期待と重視する事項を付帯意見として次に記します。

(付帯意見)

### ① 基本的方針に関するもの

本市の中心市街地が、合併後の新市の顔として、大東地区や大須賀地区等の南部地区住民にとっても誇りとなり、次世代が自慢に思い、新掛川市の価値を高める役割を果たす「中心」となることを目指す計画であるべきだと考えます。

### ② 中心市街地の位置及び区域に関するもの

限られた財源で事業を展開し、5 年という期間で活性化の効果を出していくには、今の区域が概ね妥当だと考えます。将来的には、大東地区、大須賀地区との一体的なまちづくりや、富士山しずおか空港の開港を視野に入れ検討していく必要があります。

### ③ 中心市街地活性化の目標に関するもの

中心市街地活性化は、居住：「住むまち」と交流：「訪れるまち」の機能の向上が両輪となって推進されるべきだと考えます。さらに、住むまちとしての魅力を高めることに交流機能が貢献し、訪れるまちとしての魅力が住む人達との交流やふれあいによって高められる。そのような 2 つの機能が良い方向で影響し、相乗的効果を発揮していくことが重要です。そのためには、居住と交流機能とが相互に魅力を高め合うことができる高い質を保ちながら、有機的な連携を図ることが大切となります。

また本市は、報徳を今日に受け継ぐ地であり、これまでの各種事業も報徳精神があったからこそ推進できたものと考えます。こうした地域文化を前面に据え、歴史、文化、交通等恵まれた環境を最大限に活用しながら、掛川スタイルの魅力ある住まい方、質の高いふれあいやもてなしによる交流等「まちの中身(ソフト)」の充実を行うことが求められます。そこで当協議会は、基本計画の重点目標として以下の通り提案します。

**“城下の町、宿場の街、報徳のまち”  
地域文化による都市機能、コミュニティの再生**

#### ④事業に関する意見

駅前東街区の市街地再開発事業は、本基本計画における先導的事業と位置づけられます。その円滑な推進と実現が、中心市街地活性化にとって肝要であると考えます。また、それ以上に重要なことは、その効果を周辺エリアに波及させていくことです。中心市街地内の面的な回遊を促すための機能配置や魅力あるルートづくりが重要です。特に、旧東海道の東西軸線の強化が大きな課題であり、拠点づくりや街並み整備の取り組みが求められます。

掛川城をはじめとする歴史施設、図書館や二の丸美術館等の文化施設、JR東海道新幹線掛川駅等の拠点は一定の集客力を有しています。これら拠点のにぎわいをいかに市街地全体に広げていくかは、これまでも大きな課題でした。そのため、回遊性強化に関わる事業は出来るだけ早期に着手すべき事業と考えます。

魅力ある居住、交流の基盤として、便利で元気な商業は不可欠です。しかし、商店街をとりまく状況は極めて厳しく、組織は弱体化しています。中心市街地エリアの特性に応じた、個性ある商業集積への転換を実現する道筋を見い出していかなければなりません。それは、大きな、そして難しい課題であり、個店や商店街だけでなく官民立場を超えて知恵をしぼり、重点的に取り組んでいくべきだと考えます。

そこで、これらの課題を解消していくためにも、地元事業者と連携を図りながら掛川市中心市街地活性化協議会等が主体となり実施する中心市街地活性化施策事業を以下の通り提案をします。

NO	事業名／概要	実施機関	実施時期
1	<b>個店の魅力アップ推進事業</b> 中心市街地の逸品発掘・創出、統一ブランド化を進める。H19 掛川経営学院にてスタート	掛川商工会議所 掛川商店連盟	19年度～
2	<b>憩いのスペース提供事業</b> 中心市街地の空き地や空き店舗を活用し、市民が休憩や交流ができる施設等の整備、運営	掛川市中心市街地 活性化協議会 掛川商店連盟	20年度～
3	<b>創業・街なか開業者促進事業</b> 屋台のような簡易店舗スペースを設け、中心市街地で物販や飲食・サービス業を試みる者に提供	掛川市中心市街地 活性化協議会	20年度～
4	<b>街なかストリート診断事業</b> 中心市街地商店街の車歩道や植樹帯、アーケードの利活用等についての専門家による分析と提案	掛川市中心市街地 活性化協議会	19年度～

#### ⑤推進体制に対する意見、推進に際して留意すべき事項等

中心市街地は、掛川市民共通の財産となるべきだと考えます。そのまちづくりは、中心市街地エリア内の人達だけで進めるべきではなく、また進められるものでもないと考えます。多様な人が中心市街地をそれぞれの立場で使いこなし、楽しむことで中心市街地を活性化させていく。そのような進め方が望まれます。そのためには、まちづくりに多様な人が関与しやすい仕組みや環境づくりが重要です。当中心市街地活性化協議会も、様々なまちづくり活動への支援や関係者間の連携強化に取り組んでいく考えでおります。掛川市におきましても、今後もこうした活動及び協議会の運営に対する、効果的な支援に積極的に取り組まれることを要望します。

#### ⑥その他

中心市街地活性化は一朝一夕でできるものではありません。まちづくりは一步一步の積み重ねが重要です。しかし、一方ではめまぐるしく変化する社会状況への適切な対応が求められます。各活性化事業や進捗に関し、定期的に反省、評価を行い、計画の見直しや改善を行いながら進める仕組みが必要です。そして、さらに重要なことは、やる気のある意欲的なまちづくりに対してはきちんと評価し、関係者が相互に協力しあい、活動の気運を高めあう関係とプロセスを構築することだと考えます。

最後に、中心市街地活性化基本計画の円滑な推進には、少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、都市間競争の激化を背景に、中心市街地活性化は掛川市全体の今後のまちづくりにとって非常に重要であることを、広く掛川市民に理解してもらうことが大切です。そのための広報、周知に様々な機会、場面を捉えて積極的に取り組まれることを要望します。

### (7) 協議会規約

#### 掛川市中心市街地活性化協議会規約

##### (設置)

第1条 掛川商工会議所及びかけがわ街づくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

##### (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、掛川市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

##### (目的)

第3条 協議会は、掛川市中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、掛川市、民間事業者が作成する計画について協議し、推進することによって、掛川市の発展及び秩序ある整備をはかり、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 掛川市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画に関する協議
- (3) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の実施
- (4) その他、中心市街地活性化に係る活動の企画の実施

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、掛川商工会議所内に置く。

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 掛川商工会議所
  - (2) かけがわ街づくり株式会社
  - (3) 法第15条4項及び8項に規定する者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合においては、協議会は、法及び協議会の目的、活動から逸脱する等の適当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により、協議会の構成員となつた者は、法第15条第4項に規定する者でなくなつたとき、又は、協議会が認めたときは協議会を退会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に該当する委員をもって組織する。ただし、企業・団体等にあつては、その構成員の指名するものを委員とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任の残任期間とする。

(公表)

第8条 協議会の公表は、法の定めるところにより行う。

(役員及び職務)

第9条 協議会には、役員として会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の事業並びに運営を監査する。また監事は、監査をおこなつたときは、

その結果を協議会に報告しなければならない。

6 役員の任期及び任期中の変更については、第7条第2項及び第3項を準用する。

(ワーキンググループの設置)

第10条 協議会の活動について必要な協議又は調整を行うため、構成員に属する実務者等で構成するワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第11条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会長は必要に応じて、協議会を円滑に運営するため役員会、事業別分科会を招集することができる。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 各会議の議長は、原則会長とする。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議会結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、掛川商工会議所とかけがわ街づくり株式会社が共同して処理する。

(会計)

第15条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金及びその他の収入による。

2 負担金、会費は、必要に応じ別途定める。

3 協議会の支出は、調査、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散をもって打ち切り、掛川商工会議所がこれを決算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成 19 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 第 7 条第 2 項及び第 9 条第 6 項の定めにかかわらず、設立時の委員ならびに役員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 3 第 15 条第 4 項の定めにかかわらず、初年度の会計年度は、設立に要した費用の発生日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(8) その他

本計画の実効性を高めるため、市及び協議会設立後は協議会において市民意見交換会が開催されました。

■地域住民との意見交換開催状況

年月日	対象	会場	内容	参加人数
平成 18 年 9 月 5 日	中心市街地の各団体代表者	商工会議所	市街地活性化対策について	30 人
平成 18 年 9 月 19 日	中心市街地の各団体代表者	商工会議所	個別ヒアリング事前説明会	14 団体
平成 18 年 10 月 2 日	中心市街地の各団体代表者	街なか再生サロン	個別ヒアリング	14 団体
平成 18 年 12 月 26 日	市内全域	商工会議所	活性化基本計画の概要と活性化協議会について	50 人
平成 19 年 6 月 19 日	中心市街地活性化基本計画区域内の住民及び事業者	商工会議所	中心市街地活性化基本計画の概要説明	40 人
平成 19 年 6 月 28 日	中心市街地活性化基本計画区域内の住民及び事業者	商工会議所	中心市街地活性化基本計画の概要説明	48 人
平成 19 年 9 月 19 日～27 日 (全 6 回)	市内全域	市内各所	市内準工業地域すべてにおいて大規模集客施設の建設の制限についての説明	135 人